

(第68号議案)

中野区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の他に、「1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しない」部分休業（以下「第2号部分休業」という。）を選択できるようになる。このため、第2号部分休業の承認等について規定する。

2 改正の内容

(1) 部分休業の請求を申し出る単位期間の設定

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(2) 選択できる時間帯の拡大

正規の勤務時間の始め又は終わりに限らず、正規の勤務時間の途中にも部分休業をすることができるようにする。

(3) 第2号部分休業の単位時間

第2号部分休業は、1時間単位とする。ただし、次の表の左欄に掲げる条件に該当する場合は、右欄に掲げる時間数とする。

条件	時間数
1日の勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、1日単位で第2号部分休業をするとき	1日の勤務時間数
残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数分の第2号部分休業をするとき	残時間数

(4) 第2号部分休業の併用の制限

子育て部分休暇と併用して第2号部分休業をすることはできない。

(5) 第2号部分休業上限時間

常勤職員は、77時間30分（10日分）とする。ただし、令和7年度（令和7年10月1日から令和8年3月31日まで。以下同じ。）においては、経過措置として38時間45分（5日分）とする。

非常勤職員は、勤務日1日当たりの平均勤務時間に10を乗じて得た時間とする。ただし、令和7年度においては、経過措置として勤務日1日当たりの平均勤務時間に5を乗じて得た時間とする。

- (6) 第2号部分休業をすることができる非常勤職員の要件
勤務日数の要件を満たせば、1日当たりの勤務時間に関わらず第2号部分休業をすることができる。
- (7) 第1号部分休業と第2号部分休業間の変更ができる特別の事情
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の入院、別居その他申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより取得形態を変更しなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合、第1号部分休業と第2号部分休業間の変更ができる。
- (8) 部分休業の承認の取消事由
当該部分休業に係る子を養育しなくなったことに加え、条例で定める事由として、第1号部分休業と第2号部分休業間の変更をしたとき（変更前の部分休業の承認を取り消す。）とする。

3 施行期日
令和7年10月1日

4 新旧対照表
別紙のとおり

中野区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条～第13条 （略） （部分休業をすることができない職員） 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業の承認</u>） 第15条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第15条第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項若しくは中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号。以下「小中学校教育職員勤務時間条例」という。）第17条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項若しくは小中学校教育職員勤務時間条例第19条第1項の規	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<u>第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条～第13条 （略） （部分休業をすることができない職員） 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) <u>勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u> （<u>部分休業の承認</u>） 第15条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、当該職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第15条第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項若しくは中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号。以下「小中学校教育職員勤務時間条例」という。）第17条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項若しくは小中学校教育職員勤務時間条例第19条第1項の規

定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項若しくは小中学校教育職員勤務時間条例第19条の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第19条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項若しくは小中学校教育職員勤務時間条例第19条の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第19条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

2 勤務時間条例第16条の3第1項、勤務時間条例第19条第2項の規定に基づく規則、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項又は小学校教育職員勤務時間条例第19条の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業における給与の減額)

(部分休業における給与の減額)

第16条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、中野区職員の給与に関する条例（昭和26年中野区条例第16号。以下「給与条例」という。）第13条第1項、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項、中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号。以下「小中学校教育職員給与条例」という。）第14条第1項及び中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中野区条例第16号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条、幼稚園教育職員給与条例第22条、小中学校教育職員給与条例第17条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては、報酬額）を減額して給与を支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第18条～第20条 （略）

附 則 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の中野区職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用について

第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、中野区職員の給与に関する条例（昭和26年中野区条例第16号。以下「給与条例」という。）第13条第1項、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項、中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号。以下「小中学校教育職員給与条例」という。）第14条第1項及び中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中野区条例第16号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条、幼稚園教育職員給与条例第22条、小中学校教育職員給与条例第17条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては、報酬額）を減額して給与を支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第17条 第11条の規定は、部分休業について準用する。

第18条～第20条 （略）

附 則 （略）

は、同条第1号中「77時間30分」とあるのは
「38時間45分」と、同条第2号中「10」と
あるのは「5」とする。